

新潟市家庭系ごみ有料指定袋等発注受付・配送業務仕様書

1 委託業務概要

本市が預託する市が定期的に収集する家庭系廃棄物収集のための有料指定袋及び市が収集する粗大ごみの処理手数料納付券（以下「指定袋等」という。）を、本市が契約締結している新潟市家庭系ごみ有料指定袋等保管業者（以下「指定袋等保管業者」という。）から搬出し、本市が指定する一般廃棄物処理手数料の徴収事務受託者（以下「指定袋等取扱店」という。）、及び指定袋等の配送先（以下「指定袋等配送先」という。）に対して、指定袋等を配送する業務を行うこと。

2 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 業務に係る基本事項

(1) 設備・機材・人員等

受託者は、自己の責任と費用負担により、業務を行うに必要な施設、機材、人員等を確保するとともに、指定袋等の配送の状況を的確に把握するための管理システムを用意すること。また、具体的には以下によること。

① 発注受付業務は、電話、ファクシミリ、電子メールでの受付ができる設備を有すること。

② 配送業務は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に定める国土交通大臣の許可等を受けて運送業を営む者が行うこと。

③ 人員の配置については、業務全体を把握している担当者を置き、本市や指定袋等保管業者との事務連絡体制を確保すること。

(2) 業務日等

業務を行う日については、緊急時を除き、原則として年末年始（12月29日から1月3日まで）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く月曜日から金曜日までとする。ただし、指定袋等取扱店からの指定袋等の注文は、ファクシミリ及び電子メール等の方法に限り、年中無休で24時間受付が可能とすること。また、本市が預託する指定袋等は、常に適正に管理できる体制とすること。

(3) 指定袋等の種類及び価格

① 指定袋等の種類及び価格は、別紙1「指定袋等の詳細」のとおりとする。

② 本市が制度変更により、指定袋等の種類の追加や変更を行った場合は、本市の指示に従うこと。

(4) 指定袋等の配送単位及び梱包荷姿・重量

業務で取り扱う指定袋等の配送単位及び梱包荷姿・重量は、別紙2「指定袋等の配送単位あたりの梱包数量・サイズ・重量」のとおりとする。

(5) 指定袋等の配送数の推定量

指定袋等の配送数の推定量は、別紙3「指定袋等の配送の推定数量」のとおりとする。

(6) 指定袋等の取扱い

指定袋等は一般廃棄物処理手数料に相当する金券の性質を有するものであり、破損、紛失等の事故を起こさないよう取扱いに十分注意すること。特に、業務に従事する者に対しては、その取扱いについて十分な研修を実施すること。

(7) 法令等の遵守

業務を行うに当たっては、関連する法令等を遵守すること。なお、事故等の不測の事態が発生したときは臨機の対応を行うとともに、速やかに本市に連絡のうえ、書面で本市に報告し、本市の指示に従うこと。

(8) 業務の内容及び業務量の変更

価格に上乘せのないことを前提に、本仕様を上回る業務内容の提案を妨げるものではないものとするとし、業務提案の遂行にあたっては本市と協議のうえ、決定することとする。

(9) 低入札価格調査

業務履行が困難と判断できる低価格での落札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合がある。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合がある。

(10) その他

本仕様書に定めのない事項については、本市と協議のうえ決定するものとし、最終的には本市の指示に従うものとする。

4 業務の具体的内容について

(1) 発注受付業務

指定袋等の発注受付及び搬出については、以下のとおりとする。

ア 指定袋等取扱店からの指定袋等の注文は、別紙4「新潟市家庭系ごみ収集用指定袋発注書」（以下「発注書」という。）により、原則ファクシミリ及び電子メールにより受け付けること。なお、発注書は例示しているものであり、本市が認めた場合は随時内容を変更する。

イ 受付時間は午前8時30分から午後5時までとし、午後5時以降の受付分は翌営業日の受付とすること。

ウ ファクシミリやパソコンの故障があった場合や、ファクシミリやパソコンが使用できない指定袋等取扱店の対応のため、電話での注文受付ができるようにすること。なお、電話での注文受付は、原則、午前8時30分から午後5時30分までとし、電話受付の際に受託者において聴取した注文内容により発注書を作成し、受注誤りのないようにすること。ただし、午後5時以降の受付については、翌営業日の受付とすること。

エ アにより受け付けた発注書及びウにより受付時に作成した発注書は、受注数量を確認できるように保管し、契約期間終了後、裁断または溶解により判別不能となるよう廃棄処分をすること。なお、廃棄処分にかかる費用は受託者の負担とする。

オ 指定袋等取扱店からの発注内容に疑義がある場合は、配送作業前に指定袋等取扱店に直接連絡のうえ、発注数量等を確認し、配送誤りのないようにすること。

(2) 配送業務

① 配送業務とは、指定袋等取扱店からの注文に応じ、配送単位（ピース）毎に市が指定する保管場所から搬出した指定袋等を各指定袋等配送先に配送、及び本市が指示した配送先に配送する業務である。

② 配送単位であるピースについては入庫された箱の中にすでに袋等で仕分けしてあるものとする。

③ 配送業務の対象となる指定袋等配送先は、市内約1,100ヵ所とする。なお、指定袋等配送先の詳細な情報については本市から業務開始までに指示することとし、指定袋等配送先の追加や変更があった場合も随時本市からの指示に従うこと。

④ 本市が指示する指定袋等配送先と関連しないところに、指定袋を配送しないこと。

⑤ 配送する指定袋等は、原則、搬出日の前営業日午後4時までに別紙5「新潟市家庭系ごみ収集用指定袋搬出依頼書」をもって指定袋等保管業者へ搬出依頼の連絡をすること。

⑥ 指定袋等の積込時間等は午前8時30分から午後5時30分までとし、指定袋等保管業者と協議すること。

⑦ 配送に関しては配送伝票を作成し、指定袋等配送先へ納品した際に受領書を受け取ること。また、各指定袋等配送先への配送数量を把握できるように記録するとともに、受領書の写しは、本市の指示に従い本市に提出することができるように整理、保管す

ること。契約期間終了後、本市に受領書を引き渡し、引き渡しにかかる費用は受託者の負担とする。

- ⑧ 前項の受領書とは別に、配送した指定袋の種類や組数が一覧となっている納品書を配送毎に発行し、配送した際に指定袋等配送先の担当者に手渡すこと。なお、納品書の様式には、別紙6の項目を必ず記載することとし、本市と協議のうえ、最終的には本市の指示に従うこと。
- ⑨ 配送は可能な限り迅速に行うこととし、原則、祝日を除く月曜日から金曜日までを配送営業日を基本とし、受付から配送のサイクルとしては、受付日の午後5時までに受付したものは2営業日後までに配送を完了させることとする。
- ⑩ 各指定袋等配送先への配送は、配送先が受領した時点で完了とし、配送完了組数を把握できるよう管理すること。
- ⑪ 各指定袋等配送先が、何らかの事由により配送した指定袋等の受け取りを拒否した場合は、指定袋を保管場所まで持ち帰り、持ち帰った指定袋等については、委託料算出の基礎となる配送完了個数に含めないよう処理することとする。
- ⑫ 10月から12月上旬の配送時、本市が作成する年末年始の配送スケジュールについての案内を同封すること。

(3) 本市への報告について

- ① 指定袋等の配送完了状況報告については、以下のとおりとする。
 - ア 各指定袋等配送先への配送完了個数については、月単位でまとめて翌月5日までに別紙7の1をエクセル形式により、別紙7の2をCSV形式により、電子メールにて提出すること。
 - イ 指定袋等配送先が受け取りを拒否した場合など、搬出状況報告と配送完了個数が異なる場合は、速やかに本市に連絡のうえ、受取拒否の原因につき調査を実施し、当該配送に係る発注書の写しとともに書面で本市に報告すること。
 - ウ 毎週月曜日（月曜日が祝休日の場合は翌営業日）に前週月～日曜までの出入庫数を、別紙7の3に示す報告様式（エクセルファイル）により、電子メールにて提出すること。
- ② その他、本市が求める内容に応じて、報告書等の各種帳票及び電子データをもって本市に提出すること。なお、受託者で準備する各種帳票類の様式は本市と協議のうえ、最終的には本市の指示に従って作成すること。また、電子データの形式は原則CSV方式もしくはエクセル方式とし、最終的には本市の指示に従うものとする。

(4) その他関連業務について

- ① 指定袋の破損、汚損や不良品等があった場合につき、指定袋等取扱店から指定袋等の回収の必要があれば、本市の指示に従い指定袋等を回収し、回収した数量を当該指定袋取扱店へ補充することとする。

この場合、回収した数量については、同数を配送し補充を行うことから、委託料算出の基礎となる配送完了個数に含めて処理することとする。ただし、その場合、本市へは通常の配送完了個数とは別に整理したうえで報告することとする。

なお、回収した指定袋等は本市の許可なく処分せず、適正に保管することとし、最終的には本市の指示に従うこと。
- ② 本市が指定袋等取扱店への立入検査等を実施する際には、検査に立ち会うなど、協力すること。

5 損害の補償、債務の負担について

- (1) 業務履行中に本市が預託する指定袋に損害が生じ、あるいは生じるおそれがある場合には、遅滞なく本市に通知すること。
- (2) 保管中及び配送時において、本市が預託する指定袋等（指定袋等の外装袋や梱包する

段ボール箱を含む。)に損害(破損、汚損、盗難及び紛失等を含む。)が発生した場合は、受託者の負担で本市が算出した損害を金銭で本市に補償するものとする。ただし、天災等明らかに受託者の責任とはいえない特別な事情による損害については、本市と協議のうえ、最終的には本市の指示に従うこと。

- (3) 前項の損害額については、指定袋の盗難や紛失等、指定袋が市中に流通すると推定できる場合については、別紙1「指定袋等の詳細」の指定袋販売価格に相当する額とし、販売単位や入出庫単位ごとに算出する。ただし、指定袋が市中に流通する恐れがない場合については、その限りでない。なお、指定袋の損害発生に付随して、本市が受ける損害も、指定袋の損害とは別に、受託者が補償することとする。

6 契約期間開始時及び終了時について

- (1) 契約期間が終了又は契約が解除された場合は、業務に関わり保存されている全ての情報を本市の指示する方法で本市に提出するとともに、電算管理システム等から確実に削除すること。
- (2) 契約期間終了時は保管中の指定袋を本市が指定する保管業者の倉庫へ返却すること。返却に係る費用は受託者の負担とする。

7 検査

- (1) 本市が委託する業務について、本市が立入検査の必要があると認めたときは、速やかに応じること。
- (2) 本市が前項による立入検査を実施する際には、必ず同席すること。

8 その他補足事項について

- (1) 委託業務にあたっては、業務体制、業務マニュアル、緊急連絡網、非常時マニュアルなどを整備し、あらかじめ甲に届け出るものとする。
- (2) 情報管理及び秘密保持等については、以下のとおりとする。
 - ① 受託者は、指定袋等取扱店の情報を始め、業務上知り得た情報は業務を行うこと以外の目的に使用してはならない。
 - ② 受託者は、業務上知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。また、本契約終了後も同様とする。
 - ③ 指定袋等取扱店に関する情報は、個人情報に当たる場合があるので、厳重に管理すること。なお、契約終了時の破棄方法等については本市からの指示に従うこと。
 - ④ 受託者が作成した伝票や帳票の保存期間は種類毎に定めるものとし、本仕様書で特に定めがないものについては、本市と協議のうえ、最終的には本市の指示に従うこと。
- (3) 不良品対応については、以下のとおりとする。
 - ① 指定袋等が破れやすい、底抜けする等の不良品が見つかった場合や指定袋等取扱店から報告があった場合は、本市に連絡のうえ、本市の指示に基づき適正に保管すること。なお、本市に許可なく不良品等の処分は行わないこと。
 - ② 本市に許可なく不良品等の処分をし、現物を確認できない状態にした場合は、その理由を問わず、別紙1「指定袋等の詳細」に示す指定袋等の販売単位毎に当該指定袋等の販売価格に相当する額を本市に支払うこと。
 - ② 不良品等についての苦情を市民等から直接受けた場合は、本市へ報告のうえ、本市の指示に従うこと。
- (4) 本仕様書に定める事項以外に別途指示、協議する事項については、誠意を持って対応すること。また、本仕様書に疑義が生じた場合は、本市との協議により決定するが、合意に達しない場合は本市の指示に従うものとし、落札業者の一方的な解釈による実施は許されないものとする。

指定袋等の詳細

種類	販売価格 (税込)	販売単位	配送単位ごとの入数		
			ピース	箱	
燃やすごみ用 指定袋	大 (450)	45 円/枚	1 組 (10 枚/組)	25 組/ピース	2 ピース/箱
	中 (300)	30 円/枚			
	小 (200)	20 円/枚			
	極小 (100)	10 円/枚			4 ピース/箱
	超極小 (50)	5 円/枚			
燃やさないごみ用 指定袋	大 (450)	45 円/枚	1 組 (10 枚/組)	5 組/ピース	10 ピース/箱
	中 (300)	30 円/枚			
	小 (200)	20 円/枚			
	極小 (100)	10 円/枚			20 ピース/箱
	超極小 (50)	5 円/枚			
粗大ごみ処理券	100 円券	100 円/枚	1 枚	10 枚/ピース	100 ピース/箱
	200 円券	200 円/枚			
	300 円券	300 円/枚			
	500 円券	500 円/枚			

指定袋等の配送単位あたりの梱包数量・サイズ・重量

※ 数値は目安であり、確定したものではありません。

(1) 燃やすごみ用指定袋

種類	配送単位	梱包数量	梱包サイズ	梱包重量
大 (45ℓ)	箱	50 組 (2 ピース)	縦 300mm×横 500mm×高さ 300mm	13.5kg
	ピース	25 組	縦 300mm×横 250mm×高さ 300mm	6.5 kg
中 (30ℓ)	箱	50 組 (2 ピース)	縦 270mm×横 440mm×高さ 300mm	10.5kg
	ピース	25 組	縦 270mm×横 220mm×高さ 300mm	5 kg
小 (20ℓ)	箱	50 組 (2 ピース)	縦 240mm×横 400mm×高さ 200mm	6kg
	ピース	25 組	縦 240mm×横 200mm×高さ 200mm	3 kg
極小 (10ℓ)	箱	100 組 (4 ピース)	縦 300mm×横 380mm×高さ 180mm	7.5kg
	ピース	25 組	縦 300mm×横 190mm×高さ 90mm	2 kg
超極小 (5ℓ)	箱	100 組 (4 ピース)	縦 500mm×横 280mm×高さ 240mm	5kg
	ピース	25 組	縦 250mm×横 270mm×高さ 240mm	1.5 kg

(2) 燃やさないごみ用指定袋

種類	配送単位	梱包数量	梱包サイズ	梱包重量
大 (45ℓ)	箱	50 組 (10 ピース)	縦 300mm×横 500mm×高さ 330mm	15.5kg
	ピース	5 組	縦 300mm×横 250mm×高さ 66mm	1.5kg
中 (30ℓ)	箱	50 組 (10 ピース)	縦 270mm×横 440mm×高さ 330mm	12.5kg
	ピース	5 組	縦 270mm×横 220mm×高さ 66mm	1.2kg
小 (20ℓ)	箱	50 組 (10 ピース)	縦 240mm×横 400mm×高さ 330mm	10.5kg
	ピース	5 組	縦 240mm×横 200mm×高さ 66mm	1kg
極小 (10ℓ)	箱	100 組 (20 ピース)	縦 400mm×横 340mm×高さ 330mm	12kg
	ピース	5 組	縦 200mm×横 170mm×高さ 66mm	0.6kg
超極小 (5ℓ)	箱	100 組 (20 ピース)	縦 410mm×横 255mm×高さ 210mm	10kg
	ピース	5 組	縦 210mm×横 140mm×高さ 66mm	0.5 kg

(3) 粗大ごみ処理券

種類	配送単位	梱包数量	梱包サイズ	梱包重量
100 円券	箱	100 ピース	縦 220mm×横 300mm×高さ 60mm	3kg
	ピース	10 枚	縦 110mm×横 150mm	26g
200 円券	箱	100 ピース	縦 220mm×横 300mm×高さ 60mm	3kg
	ピース	10 枚	縦 110mm×横 150mm	26g
300 円券	箱	100 ピース	縦 220mm×横 300mm×高さ 60mm	3kg
	ピース	10 枚	縦 110mm×横 150mm	26g
500 円券	箱	100 ピース	縦 220mm×横 300mm×高さ 60mm	3kg
	ピース	10 枚	縦 110mm×横 150mm	26g

別紙3

○ 指定袋等の配送の推定数量

区分	サイズ	配送見込枚数	枚/ピース	配送量 (ピース)	
指定袋	燃やすごみ	45 ^{リットル}	5,417,000	250	21,668
		30 ^{リットル}	7,777,800	250	31,111
		20 ^{リットル}	13,074,700	250	52,299
		10 ^{リットル}	13,464,700	250	53,859
		5 ^{リットル}	4,909,400	250	19,638
		小計	44,643,600		178,574
	燃やさないごみ	45 ^{リットル}	329,400	50	6,588
		30 ^{リットル}	277,600	50	5,552
		20 ^{リットル}	328,800	50	6,576
		10 ^{リットル}	358,900	50	7,178
		5 ^{リットル}	299,700	50	5,994
小計		1,594,400		31,888	
合計		46,238,000		210,462	
処理券	粗大ごみ	500円	37,900	10	3,790
		300円	29,300	10	2,930
		200円	53,100	10	5,310
		100円	149,200	10	14,920
	合計		269,500		26,950
総計		46,507,500		237,412	

【参考：配送件数】

令和6年度実績（1月実績まで）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1,096	1,160	991	1,120	1,040	955	1,165	1,005	1,061	814	-	-	10,407

令和5年度実績

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1,036	1,155	1,114	1,070	1,107	1,020	1,092	1,140	1,134	830	949	998	12,645

新潟市家庭系ごみ収集用指定袋発注書

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

行

下記の通り発注いたします。

年 月 日

取扱店番号									
取扱店名									
電話番号	—				—				
FAX番号	—				—				

商品コード	品名	発注ピース数	備考
1 0 1	燃やすごみ用 指定袋 大 45 <small>リットル</small>		1ピース Ⅱ 25組
1 0 2	燃やすごみ用 指定袋 中 30 <small>リットル</small>		
1 0 3	燃やすごみ用 指定袋 小 20 <small>リットル</small>		
1 0 4	燃やすごみ用 指定袋 極小 10 <small>リットル</small>		
1 0 5	燃やすごみ用 指定袋 超極小 5 <small>リットル</small>		
2 0 1	燃やさないごみ用 指定袋 大 45 <small>リットル</small>		1ピース Ⅱ 5組
2 0 2	燃やさないごみ用 指定袋 中 30 <small>リットル</small>		
2 0 3	燃やさないごみ用 指定袋 小 20 <small>リットル</small>		
2 0 4	燃やさないごみ用 指定袋 極小 10 <small>リットル</small>		
2 0 5	燃やさないごみ用 指定袋 超極小 5 <small>リットル</small>		
4 0 1	粗大ごみ処理券 500 円券		1ピース Ⅱ 10枚
4 0 2	粗大ごみ処理券 300 円券		
4 0 3	粗大ごみ処理券 200 円券		
4 0 4	粗大ごみ処理券 100 円券		

備考

新潟市家庭系ごみ収集用指定袋搬出依頼書

依頼日： ○年●月△日

搬出希望日： ○年●月×日

業者名： _____

代表者名： _____

担当者名： _____

電話番号： _____

コード	品名	発注数			
101	燃やすごみ用指定袋 大袋 (45L)				ピース
102	燃やすごみ用指定袋 中袋 (30L)				ピース
103	燃やすごみ用指定袋 小袋 (20L)				ピース
104	燃やすごみ用指定袋 極小袋 (10L)				ピース
105	燃やすごみ用指定袋 超極小袋 (5L)				ピース
201	燃やさないごみ用指定袋 大袋 (45L)				ピース
202	燃やさないごみ用指定袋 中袋 (30L)				ピース
203	燃やさないごみ用指定袋 小袋 (20L)				ピース
204	燃やさないごみ用指定袋 極小袋 (10L)				ピース
205	燃やさないごみ用指定袋 超極小袋 (5L)				ピース
401	粗大ごみ処理券 500円券				ピース
402	粗大ごみ処理券 300円券				ピース
403	粗大ごみ処理券 200円券				ピース
404	粗大ごみ処理券 100円券				ピース

別紙 7 の 2

配送完了状況報告（CSV形式）

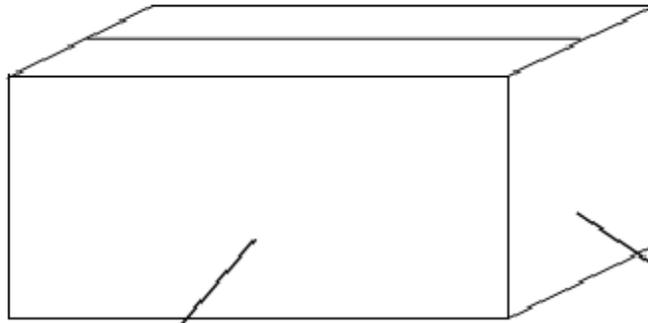
No.	項目名	データ型	桁数	備 考
1	取扱店番号	数字	8	8桁の数字（新潟市で定めたコード）
2	取扱店名	文字	25	25文字まで有効
3	配送日	数字	8	yyyymmdd形式
4	商品コード	数値	3	新潟市で定めたコード（例：燃やすごみ袋 45 ^{リットル} = 101）
5	配送完了数	数値	5	組数とする

注）媒体にはウイルス対策を講じること。

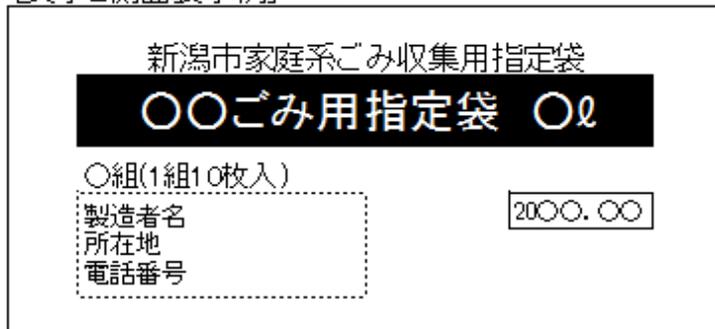
出入庫報告様式

商 品 名	[] 月 [] 日 [] () ~ [] 月 [] 日 [] () ←日付入力									
	出庫(ピース)					入庫(ピース)				
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
燃やす 45L										
燃やす 30L										
燃やす 20L										
燃やす 10L										
燃やす 5L										
燃やさない 45L										
燃やさない 30L										
燃やさない 20L										
燃やさない 10L										
燃やさない 5L										
粗大ごみ 500円										
粗大ごみ 300円										
粗大ごみ 200円										
粗大ごみ 100円										

(参考) 梱包 (ダンボール箱) 状態について



[長手2側面表示例]



[短手2側面表示例]

